

茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定制度申請要領



1 認定制度の目的

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、仕事と子育て・介護の両立支援及び女性活躍推進等の働きやすい職場づくりに取り組む事業所を市が認定するとともに、当該事業所の取組内容を公表することにより、市内事業所の自主的な取組を促進し、勤労者の健康で豊かな働き方の実現を図ることを目的とします。

2 認定のメリット

以下のような事業所のイメージアップや優秀な人材の確保等が図られます。

- ・広報誌やホームページ、茨木市産業情報サイト「あい・きゃっち」で貴事業所をPRします。
- ・本市主催の合同就職面接会等で、求職者等に貴事業所を紹介します。
- ・ハローワークの求人票の特記事項欄に茨木市働きやすい職場づくり推進認定事業所であることを記載します。
- ・茨木市働きやすい職場づくり推進事業所「認定ロゴマーク」を自社ホームページや名刺等に使用できます。(令和7年11月から新たに加わりました。)
- ・茨木市正規雇用促進奨励金が増額されます。

新規雇用 一般事業所 30万円 / 働きやすい認定事業所 40万円

転換 一般事業所 20万円 / 働きやすい認定事業所 30万円

3 対象事業所

(1) 下記のいずれにも該当する事業所

- ・市内に事業所を有する
- ・常時雇用する労働者を有して事業活動を行っている
- ・法令に適合した就業規則等を整備している事業所

(2) (1)の事業所のうち、次のいずれかに該当する事業所

① 中小企業事業主

② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人その他市長が適当と認めた事業主であって、かつ、①の中小企業事業主と同規模の事業主

ただし、以下のいずれかに該当する事業主は対象外とします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の以下に規定する営業をする事業主

- ・第1項に規定する風俗営業

- ・第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- ・第11項に規定する特定遊興飲食店営業
- ・第13項に規定する接客業務受託営業

又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業主

4 認定基準

認定基準は、**必須項目と選択項目**があります。

(1) 必須項目 別表の必須項目に該当すること。

(2) 選択項目

別表の4分野の中から、それぞれ1項目以上に該当し、かつ、別表の選択項目の8項目以上に該当すること。

5 認定の有効期間

認定をした日から2年を経過した日が属する年度の3月31日まで

(例 令和7年度に認定された場合は、令和10年3月31日まで)

6 申請方法等

(1) 申請書類の入手方法

茨木市ホームページよりダウンロード（産業振興課ページ内）

(2) 申請に必要な書類

①茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定申請書（様式第1号）

②取組内容ができる書類（上記4「認定基準」で選択された項目により異なります。）

③茨木市内に事業所があることがわかる書類（例：履歴事項全部証明書）

④中小企業事業主又は一般社団法人等であることを確認できる書類

（例：履歴事項全部証明書）

7 申請書類の問合せ先・提出先

申請書類に必要事項を記入し、産業振興課窓口又は郵送にてご提出ください。

茨木市くらし産業環境部産業振興課

所在地 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館7階

電話 072-620-1620

Eメール sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp

8 申請期間

随時

ただし、審査に時間がかかりますので、年度末は早目にご申請ください。

9 審査

申請書類及び取組内容を確認できる書類等をもとに、申請内容を審査します。

※申請内容について、電話等で確認させていただく場合があります。

10 認定の決定

認定事業所には、茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定決定通知書及び認定証を交付します。

また、認定ロゴマークの使用を希望される場合は、ご連絡いただいた上で提供します。